

## 購入した業務用不動産に係る固定資産税相当額の損金算入

年の途中で業務用不動産を購入するに当たり、不動産の売買代金とは別に、その不動産に係る固定資産税相当額を所有期間に応じて月割計算して売主に支払った場合、租税公課として必要経費に算入してもいいか？

【所得税】



<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12789688036.html>